

議案第96号

川崎市アートセンター条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市アートセンター条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和4年9月2日提出

川崎市長 福田紀彦

川崎市アートセンター条例の一部を改正する条例

川崎市アートセンター条例（平成18年川崎市条例第62号）の一部を次のように改正する。

別表の1施設利用料の表中備考以外の部分を次のように改める。

1 施設利用料

種 別	金 額			
	午 前	午 後	夜 間	全 日
	9時～12時	1時～5時	6時～10時30分	9時～10時30分
劇場	14,250円	28,510円	35,640円	71,290円
楽屋	610円	1,220円	1,520円	3,050円
映像ホール	4,070円	8,140円	10,180円	20,370円
映像編集室	3,660円	4,880円	5,500円	14,040円
録音室	2,440円	3,250円	3,660円	9,350円
工房	1,320円	1,730円	2,030円	5,080円
研修室	810円	1,010円	1,220円	3,040円

別表の1施設利用料の表備考第1項中「2割増相当額」の次に「(10円未満の端数は、切り捨てる。)」を加える。

別表の2設備利用料の表中「7,000円」を「7,120円」に改める。

#### 附 則

##### (施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

##### (経過措置)

2 この条例の施行の際現に利用許可を受けている者の当該利用許可に係る利用料金については、なお従前の例による。

#### 参考資料

#### 制 定 要 旨

アートセンターの利用料金の上限額を改定するため、この条例を制定するものである。